

## 「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の労働政策審議会に対する諮問について

1月22日、厚生労働大臣から、労働政策審議会（会長 菅野和夫 明治大学法科大学院教授）に対し、「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案要綱」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の労働政策審議会に対する諮問を行った。

これらについて、同審議会安全衛生分科

会（分科会長 平野敏右 千葉科学大学学長）において審議が行われた結果、同審議会から厚生労働大臣に対して、厚生労働省案は妥当と認める旨の答申があった。

厚生労働省では、この答申を受け、今後、石綿障害予防規則等及び労働安全衛生規則の改正を行う予定である。

## 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令案（概要）

### 1 要 旨

平成20年9月に報告された「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等検討会」（労働基準局長主宰）の報告書を踏まえ、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）について、現在通達等で指導を行っている事項を省令で義務付ける等の所要の改正を行うこととする。

### 2 省令案の内容

#### (1) 事前調査の結果等の揭示

建築物の解体等の作業を行う際に、事前に行うこととされている石綿等の使用の有無の調査の結果等を揭示させるものとする。

#### (2) 隔離の措置を講ずべき作業の範囲の拡大

石綿等が使用されている断熱材、耐火被覆材等の除去の作業であって、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業

が伴うものについて、隔離の措置を講ずべきものとする。

#### (3) 隔離作業場所における新たな措置の義務付け

吹き付けられた石綿等の除去等の作業を行う際は、隔離の措置を講じるとともに、隔離作業場所の排気に集じん・排気装置を使用すること、隔離作業場所を負圧に保つこと及び隔離作業場所の出入口に前室を設置することを義務付けること。

#### (4) 隔離作業場所内の石綿等の粉じんの処理

隔離の措置の解除に当たっては、事前に、隔離作業場所内の石綿等の粉じんを処理するものとする。

#### (5) 電動ファン付き呼吸用保護具等の使用の義務付け

吹き付けられた石綿等の除去の作業について、電動ファン付き呼吸用保護具又はそれと同等以上の性能を

有する呼吸用保護具の使用を義務付けること。

(6) 船舶の解体等の作業に係る措置

船舶（鋼製の船舶に限る。）の解体等の作業について、建築物等の解体等

の作業に係る措置の規定の一部について適用するものとする。

3 施行期日

平成21年4月1日（船舶の解体等の作業に係る措置は同年7月1日）

## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案（概要）

### 1 要旨

(1) 結核健康診断関係

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づく結核の健康診断の内容や、「労働安全衛生法における胸部エックス線検査等のあり方検討会」（労働基準局長参集）の報告書（平成18年8月）内容を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定める健康診断に関する事項について、所要の改正を行うこととする。

(2) 足場等関係

独立行政法人労働安全衛生総合研究所が開催する「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」において足場からの墜落・転落災害防止対策の充実について調査研究が行われ、平成20年10月に報告書が取りまとめられたところであり、今般、同報告書の提言を踏まえて、足場からの墜落防止等対策の強化を図ることとし、労働安全衛生規則について、所要の改正を行うこととする。

こと。

(2) 足場等関係

ア 足場からの墜落防止措置等の充実を図るため、作業床についての墜落防止措置（第563条）として、

① わく組足場にあつては、㉠交さ筋かい及び下さん等又は㉡手すりわく

② わく組足場以外の足場にあつては、手すり等及び中さん等を設けるべきものとする。これに併せて、架設通路についての墜落防止措置（第552条）、作業構台の墜落防止措置（第575条の6）等について所要の改正を行うこと。

イ 足場の安全点検の充実を図るため、事業者が行う足場の点検（第567条）として、事業者はその日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた墜落防止設備の取りはずし等の点検を行うべきものとする。また、これに併せて、事業者が行う作業構台の点検（第575条の8）について所要の改正を行うこと。

### 2 省令案の内容

(1) 結核健康診断関係

結核健康診断（第46条）を廃止する

### 3 施行期日

平成21年6月1日（結核健康診断の廃止等に係る部分は同年4月1日）